

川西市長 越田 謙治郎 様

川西市情報公開・個人情報保護審査会

会長 水鳥 能伸

川西市情報公開条例第15条の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年2月7日付諮問第3号及び令和7年7月24日付諮問第4号により諮問のありました次のことについて、別紙のとおり答申します。

記

<諮問第3号>

令和6年9月19日付第100号、第101号及び第102号公文書部分公開決定通知書で部分公開処分にした文書のうち、次の(1)及び(2)の部分を除くものについて

- (1) 令和7年2月17日付第36号公文書公開決定通知書で公開処分にした文書
- (2) 同日付第169号公文書部分公開決定通知書において部分公開された文書

<諮問第4号>

令和7年2月17日付第169号公文書部分公開決定通知書で部分公開された文書について

《公開を請求した公文書の内容》

1. 市民環境部環境衛生課（環境業務）がJ Tと接触（面会、書面、メール、電話、F A X等の一切）の際に作成した・取得した文書（令和3年度以降。起案決裁を経たものはそれらの係る文書一式を含める。）

第100号 提案書等

第101号 打合せ議事録等

第102号 契約関係等

第169号 契約関係等のうち、令和5年8月31日付締結に係る決裁文書及び川西能勢口前駅前広場における喫煙環境整備及び効果検証に係る契約書（案）

1 審査会の結論

審査請求人の令和6年8月8日付公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）に対する、川西市長（以下「本件実施機関」という。）が令和6年9月19日付第100号、第101号及び第102号公文書部分公開決定（以下「本件第1決定」という。）並びに令和7年2月17日付第169号公文書部分公開決定（以下「本件第2決定」といい、本件第1決定と併せて「本件各決定」という。）において部分公開とした文書（以下「本件文書」という。）のうち、別表「審査会意見」欄において「公開するべき。」とした非公開部分については公開すべきであるが、その余の部分の決定については妥当である。

2 審査請求の趣旨及び経過

(1) 審査請求の趣旨

ア 諮問第3号に係る審査請求（本件第1決定に対する各審査請求）について

＜第100号公文書部分公開決定に対する審査請求＞

日本たばこ産業株式会社の取引情報の公開を求める。

＜第101号公文書部分公開決定に対する審査請求＞

法人担当者の役職の公開を求める。

日本たばこ産業株式会社の取引情報の公開を求める。

特定が漏れた文書の公開を求める。

＜第102号公文書部分公開決定に対する審査請求＞

法人担当者の役職の公開を求める。

日本たばこ産業株式会社の取引情報の公開を求める。

特定が漏れた文書の公開を求める。

イ 諮問第4号に係る審査請求（本件第2決定に対する審査請求）について

令和5年8月31日付け締結の覚書に係る決裁文書の取消しを求める。

(2) 審査請求に関する経過

まず、審査請求人は、令和6年8月8日に本件実施機関に対して、公開を求める文書として「市民環境部環境衛生課（環境業務）がJTと接触（面会、書面、メール、電話、FAX等の一切）の際に作成した・取得した文書（令和3年度以降。起案決裁を経たものはそれらの係る文書一式を含める。）」と特定して本件公開請求を行った。

これに対して、本件実施機関は、本件文書のうち、本件第2決定において部分公開とした文書及び令和7年2月17日付第36号公文書公開決定において公開した文書

(以下「追加決定文書」という。) 以外のものについて、令和6年9月17日付で本件第1決定により部分公開を行った。なお、審査請求人は、同月25日に本件第1決定を了知した。

その後、審査請求人は、令和6年12月25日付で本件第1決定に対して審査請求を行った。当該審査請求については、令和7年2月7日付で本件実施機関から当審査会に対して諮問がされ、当審査会において諮問第3号として受理した。

本件実施機関は、上記審査請求において特定の漏れた文書を指摘されたことを踏まえ、令和7年2月17日付で本件第2決定及び第36号公文書公開決定において当該指摘がされた文書を部分公開ないし公開した。なお、審査請求人は、同月27日に本件第2決定を了知した。

本件実施機関は、令和7年6月10日付で、諮問第3号のうち追加決定文書に係る部分について、審査請求を却下するべきことが明らかであるとの理由により、川西市情報公開条例（平成4年川西市条例第8号。以下「条例」という。）第15条第1項第1号に該当するとして諮問を取り下げた。

審査請求人は、令和7年5月27日付で、本件第2決定に対して審査請求を行った。当該審査請求については、令和7年7月24日付で本件実施機関から当審査会に対して諮問がされ、当審査会において諮問第4号として受理した。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 諮問第3号について

審査請求人が、各審査請求書（令和6年12月25日付）により述べている主張は、要旨次のとおりである。

ア 第100号公文書部分公開決定について

日本たばこ産業株式会社の取引情報は、条例第7条第1項第2号に該当しない。

イ 第101号公文書部分公開決定及び第102号公文書部分公開決定について

法人担当者の役職については、特定の個人が識別され、又は識別されうるとは言えないため、条例第7条第1項第1号に該当しない。

第101号公文書部分公開決定において部分公開された文書に記載されている日本たばこ産業株式会社の取引情報は、法人の内部管理に関する情報に該当しない。これらの情報は、自治体（例えば生駒市）のウェブサイトや当該取引先自治体における情報公開条例等において外部に公開されている情報である。そのため、これらの取引情報は、条例第7条第1項第2号に該当しない。

第102号公文書部分公開決定において部分公開された文書に記載されている日本たばこ産業株式会社の取引情報は、喫煙所の設置工事の期間中、同所において公開されていた情報であり、法人の内部管理に関する情報に該当しない。そのため、

これらの取引情報は、条例第7条第1項第2号に該当しない。

(2) 諮問第4号について

審査請求人が、審査請求書（令和7年5月27日付）により述べている主張は、次のとおりである。

<審査請求人の主張>

条例第18条には、「実施機関は、公文書の管理体制の整備を図るとともに、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の閲覧に供するものとする。」と規定されているところ、審査請求人が市役所2階の市政情報コーナーを見聞し、また、3階の環境政策課の職員に問い合わせたものの、令和5年8月31日付覚書に係る決裁文書の検索に必要な資料が一般の閲覧に供されてはいなかったことからすると、当該文書が本市の保有する公文書であるとは認められない。

4 本件実施機関の主張要旨

(1) 諮問第3号について

ア 法人担当者の役職について

法人担当者の役職が特定できた場合、その役職からある事業・業務に関与している個人を特定しうる可能性が十分にある。そうすると、役職を公開した場合には、個人が従業員として従事している事業・業務を識別しうることとなるが、一般にこのような情報は広く公開されることを想定するものではなく、一般に他人に知られたくないと認めるに足りる情報である。

そのため、法人担当者の役職は、一般に個人のプライバシーに属すると考えられる情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られたくないと認められるもので、条例第7条第1項第1号の非公開情報に該当する。

イ 日本たばこ産業株式会社の取引情報について

本件第1決定において、条例第7条第1項第2号の法人情報として非公開とした日本たばこ産業株式会社の取引情報は、次のとおりである。

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">① 取引先（企業・自治体）の名称② 取引先が推測される駅名③ 喫煙所（閉鎖型）設置実績（場所、件数、注意書き）④ 喫煙所設置に係る提案デザイン（サイン看板、パネル、色）、占有面積、寸法、仕様（材質）⑤ 川西市公共喫煙所に係る諸経費（企画費用を除いた設置工事費用のみ）の内訳（数量、単価、金額）⑥ 開放型喫煙所 施工事例一覧内の施工総額 |
|--|

- | |
|--|
| ⑦ 喫煙所閉鎖型・開放型設置に係るイニシャルコスト、ランニングコスト、累計コスト |
| ⑧ 取引先（企業）の名称、住所、電話番号 |
| ⑨ 提案段階の喫煙所設置費用（コンテナ型） |

上記項目①から⑨までについては、いずれも生産技術上ないしは販売上のノウハウ等であって日本たばこ産業株式会社の営業秘密に属すると考えられる。

そのため、これらの情報を公開すると、他社がこれらの情報を利用して市場競争において優位な立場に立つなど、公正な競争の原理を侵害すると認められるというべきである。

以上の理由により、これらの情報については、いずれも公開すれば当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するものと認められるもので、条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当する。

(2) 諮問第4号について

ア 非公開部分の法人情報（条例第7条第1項第2号）該当性について

本件第2決定において部分公開とした文書の非公開部分に記載されている情報は、本市と日本たばこ産業株式会社との契約締結に至るまでの過程においてやり取りされた文書に記載された、喫煙所の設置に係る提案デザイン（パネル）、喫煙所施設の寸法及び仕様（材質）を特定することができるものである。交渉過程において同社から本市が提供を受けたこれらの情報は、同社の取引上の営業秘密に属する情報であって、競合他社が不当に利用すること等により競争上の不利益を同社に生じさせるおそれが高いものである。

そのため、これらの情報については、これを公開した場合には同社の競争上の地位を明らかに害すると認めるべき情報であり、条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当する。

イ 審査請求人の主張に対する本件実施機関の主張について

審査請求人は、令和5年8月31日付で本市と日本たばこ産業株式会社との間で締結された覚書について、決裁文書として検索できる資料がなかったことから公文書に当たらない旨主張するが、条例における「公文書」については、条例第2条第2号の定義のとおりであり、条例上の公文書に当たらないという訳ではない。

5 審査会の判断

(1) 本件各審査請求の争点

本件各審査請求の争点は、①法人担当者の役職は個人情報として条例第7条第1項第1号の非公開情報に該当するか、②日本たばこ産業株式会社の取引情報は法人情報

として条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当するかである。

(2) 法人担当者の役職等の取扱い（争点①）について

まず、法人担当者の氏名及び個人を特定しうるメールアドレス等の連絡先については、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報であって、勤務先等が判明すること等のプライバシーに関わる情報であるため、条例第7条第1項第1号の個人情報に該当する。

次に、法人担当者の役職についてであるが、仮に、法人担当者の役職を公開した場合、当該部分の記載されている情報が、日本たばこ産業株式会社において当該個人が就いている地位が判明するという事となるが、当該法人において1人のみを置く役職も存在した場合、役職から個人を特定することが容易となることが想定される。

また、仮に複数人置かれている役職のみを公開したとしても、公開部分と非公開部分との対照により非公開部分の役職が1人のみ置かれていることが容易に判明し、当該箇所の文脈から当該役職を絞り込むことが可能となることも想定される。

したがって、法人担当者の役職は、当該個人の所属団体に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別されうる情報に該当し、かつ一般に他人に知られたくない情報であると認められるため、条例第7条第1項第1号の個人情報として非公開とすべき情報に当たる。

そのため、法人担当者の役職、氏名及び個人を特定しうるメールアドレス等の連絡先を記載した部分を非公開とした本件実施機関の決定は妥当である。

(3) 日本たばこ産業株式会社の取引情報（争点②）について

本件実施機関が、本文書について条例第7条第1項第2号を理由として非公開とした部分について、類型ごとに次のとおり整理して検討する。

ア 取引先の名称及びこれを推測しうる駅名の部分について

(ア)喫煙所が設置されている自治体等の名称について

まず、日本たばこ産業株式会社の取引先である自治体等の名称や当該自治体等にある駅名であっても、本文書中の記載から直ちに同社が当該自治体等と協定などを締結した上で協定に基づいて喫煙所が設置されているということが明らかにならないものについては、必ずしも同社の取引先等をみだりに公開するものではなく、単に同社において喫煙所が設置されていることを把握している場所を表示するに過ぎない情報と区別できない。

そうだとすると、そのような記載については、条例第7条第1項第2号にいう法人の競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかな情報には当たらないというべきである。

そのため、当該記載部分は日本たばこ産業株式会社の競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかな情報には当たらず、条例第7条第1項第2号の非

公開情報には該当しないため、この部分については公開すべきである。

(イ) 日本たばこ産業株式会社の実証実験等の協力先となる自治体等について

日本たばこ産業株式会社が自治体等と協定を締結して実証実験等の協力先となることを引き受けていることについては、これをみだりに公開した場合には、他の企業等が協定先自治体の選定のノウハウ等を利用して競争上有利な地位に立とうとしたり、実証実験の過程や結果に不当な影響をもたらしたりするなど、同社の営業上の利益に対して著しい不利益を生じさせるおそれがある。

そうだとすると、日本たばこ産業株式会社の取引先である自治体等の名称や当該自治体等にある駅名であって、実証実験の協力先等となる旨の協定を締結していることが判明するように記載されているものについては、同社の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報であると言えるから、条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当する。そのため、この部分について非公開とした本件実施機関の決定は妥当である。

もっとも、協力先自治体や他の協力先企業（産官学連携における大学など）がホームページその他の資料により公にしている場合（別表2-9②の公開部分など）については、既に公になっている情報であり、公開することにより新たな不利益を生じさせると認められないため、条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当せず、この部分については公開すべきである。

(ウ) 日本たばこ産業株式会社の取引先の民間団体等について

日本たばこ産業株式会社が取引している民間企業その他の民間団体の名称や連絡先等これを特定することができる情報については、これをみだりに公開した場合、同社及びその取引先企業等に対し、その競業者が当該取引に不当に介入したり、その情報を用いて競争上有利な地位に立とうとしたりするなどの著しい不利益を生じさせるおそれがある。

そのため、これらの情報については法人の競争上の地位その他正当な利益を害することが明らかな情報であって、条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当するというべきであるため、この部分について非公開とした決定は妥当である。

(エ) 日本たばこ産業株式会社が公益活動を実施している地域の名称について

日本たばこ産業株式会社が自治体等と協定を締結した上で実施している公益活動に係る場所であっても、本件文書中の記載から直ちに同社が当該自治体等と協定などを締結した上で協定に基づいて公益活動を実施しているということが明らかにならないものについては、前記（ア）の喫煙所の設置場所の記載と同様、必ずしも日本たばこ産業株式会社の取引先等をみだりに公開するものではない。

その上で、公共の場において公益活動を行っていることそれ自体は、公開したとしても同社の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害する性質の情報とま

では認められない。

そのため、日本たばこ産業株式会社が公益活動を実施している地域の名称を記載しているに過ぎない部分については、法人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するとは認められないため、条例第7条第1項第2号の非公開情報には当たらないことから、この部分は公開すべきである。

イ 自治体が設置している喫煙所の情報について

自治体が設置している喫煙所の設置場所、件数及びその設置費用の調達方法に関する情報（別表1-3②の情報）については、当該記載から日本たばこ産業株式会社が当該自治体と協定等を締結した上で設置した喫煙所に関する情報であることが明らかではなく、単に同社が自治体等によって公共の場において設置された喫煙所に関して収集した情報と区別できず、同社のノウハウ等の法人内部の情報とは認められない情報である。

そのため、自治体が設置している喫煙所の設置場所、件数及びその設置費用の調達方法に関する情報に関する記載については、法人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するとは認められないため、条例第7条第1項第2号の非公開情報には当たらず、この部分は公開すべきである。

ウ 提案段階での喫煙所の設計・計画提案の内容について

提案段階（協定締結の交渉段階）において日本たばこ産業株式会社から本市へ提示された喫煙所の設計・計画の提案（喫煙所設置に係る占有面積、寸法、仕様（材質）、喫煙所設置に係る提案デザイン（サイン看板、パネル、色）など）については、これをみだりに公開した場合、本来ならば同社内部においてのみ利用されるべき事業上のノウハウに関する情報を同社の競業他社が利用することができることとなり、競業他社等がその情報を用いて競争上有利な地位に立とうとしたりするなど、日本たばこ産業株式会社に著しい不利益を生じさせるおそれがある。

そのため、提案段階での喫煙所の設計・計画提案の内容に関する記載については、同社の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められる情報に当たるから、条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当する。したがって、この部分について非公開とした本件実施機関の決定は妥当である。

エ 喫煙所の設置及び管理に要する費用の見積データ等について

日本たばこ産業株式会社から本市へ提供された、喫煙所の設置及び管理に要する費用に関する見積データ等については、これをみだりに公開した場合、同社又は同社と取引関係にある企業の競業他社がこの情報を用いて競争関係に不当に働きかける等市場競争において優位な立場に立とうとするなど、日本たばこ産業株式会社及び同社と取引関係にある企業の競争上の利益を害するおそれが高い。

そのため、これらの情報については、法人の競争上の地位その他正当な利益を明

らかに害すると言えるため、条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当することから、これに該当する部分について非公開とした本件実施機関の決定は妥当である。

オ 法人の印鑑の印影について

法人の印鑑の印影については、これをみだりに公開した場合、印章の偽造等の悪用の原因となり得るため、法人の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると言えることから、条例第7条第1項第2号の非公開情報に該当する。

そのため、本件文書中法人の印鑑の印影を非公開とした部分については、本件実施機関の決定は妥当である。

(4) 「特定が漏れた文書」の有無について

なお、念のため、本件第1決定に対する審査請求において「特定が漏れた文書の公開を求める。」との審査請求の趣旨に関し、現時点において本件公開請求について決定の範囲に含むべき文書に遺漏があるか否かについても検討する。

この点、審査請求人は、追加決定文書のほかには、本件公開請求についてさらに遺漏があると主張していない。また、本件実施機関も、当審査会が行った令和7年11月18日付「諮問第3号に関する質問について」に対する同月28日付の「回答」において、かかる脱漏がない旨を回答している。

その上で、一件記録に照らしても、追加決定文書以外に脱漏している文書が存在することを窺わせる特段の事情は見当たらないことから、当審査会は、現時点において「特定が漏れた文書」が存在するとは判断できない。

(5) 結論

以上の理由から、当審査会は、「1 審査会の結論」のとおり判断するものとする。

別表 本件文書の各非公開部分（第1項、第5項関係）

1 第100号公文書部分公開決定に係る文書（提案書等）					
項番	決裁趣旨文 書名又は資 料文書名	非公開箇所	非公開理由	審査会意見	審査会意見 の理由
1-1	与件整理	「実証実験に ついて 他自 治体の事例」 の右の黒塗り 部分	取引先（企業・ 自治体）の名称 （第2号）	非公開決定 は妥当。	当該記載から、当該自治 体が日本たばこ産業株式会 社と協定を締結しているこ とが判明する（5(3)ア (イ))。
1-2	昨今の喫煙 所の変化に ついて	「健康増進法 の施行によ り、」の右の各 黒塗り部分	①取引先（企業 ・自治体）の名 称 ②取引先が推測 される駅名 （いずれも第2 号）	<u>公開するべ き。</u>	当該記載からは、当該自 治体が日本たばこ産業株式 会社と協定を締結している かどうかは判然とせず、単 に設置場所を表示する旨の 記載と区別できない（5 (3)ア（ア））。
1-3	【参考】閉 鎖型喫煙所 について	①「〈閉鎖型導 入割合〉（※J T調べ）」の行 の次行	取引先（企業・ 自治体）の名称 （第2号）	<u>公開するべ き。</u>	当該記載からは、当該自 治体が日本たばこ産業株式 会社と協定を締結している かどうかは判然とせず、単 に設置場所を表示する旨の 記載と区別できない（5 (3)ア（ア））。
		② ①の行及び 次行	喫煙所（閉鎖 型）の設置実績 （場所、件数、 注意書き） （第2号）	<u>公開するべ き。</u>	当該記載は、日本たばこ 産業株式会社が当該自治体 と協定等を締結した上で設 置した喫煙所に関する情報 であることが明らかではな く、単に同社が自治体等に よって公共の場において設 置された喫煙所に関して収 集した情報と区別できない （5(3)イ）。

1-4	実証実験について（事例共有）	①「2014年に」の右の黒塗り部分	取引先（企業・自治体）の名称（第2号）	非公開決定は妥当。	当該記載から、当該自治体が日本たばこ産業株式会社と協定を締結していることが判明する（5(3)ア(イ)）。
		②当該部分中その余の黒塗り部分	取引先が推測される駅名（第2号）	非公開決定は妥当。	同上
1-5	阪急 川西能勢口駅前喫煙所設置計画案	①02頁の黒塗り部分	喫煙所設置に係る提案デザイン（サイン看板、パネル、色）（第2号）	非公開決定は妥当。	当該記載は、日本たばこ産業株式会社の法人内部における事業上のノウハウを本市に提供したものであると認められる（5(3)ウ）。
		②03頁の各黒塗り部分	喫煙所設置に係る占有面積、寸法、仕様（材質）、喫煙所設置に係る提案デザイン（サイン看板、パネル、色）（第2号）	非公開決定は妥当。	同上
		③04頁の黒塗り部分	喫煙所設置に係る提案デザイン（サイン看板、パネル、色）（第2号）	非公開決定は妥当。	同上

		④ 0 5 頁の各黒塗り部分	喫煙所設置に係る占有面積、寸法、仕様（材質）、喫煙所設置に係る提案デザイン（サイン看板、パネル、色） (第2号)	非公開決定は妥当。	同上
1-6	川西能勢口駅 屋外喫煙所ご提案書	① 1 枚目から 3 枚目の黒塗り部分	喫煙所設置に係る提案デザイン（パネル、色） (第2号)	非公開決定は妥当。	当該記載は、日本たばこ産業株式会社の法人内部における事業上のノウハウを本市に提供したものであると認められる（5(3)ウ）。
		② 4 枚目の各黒塗り部分	喫煙所設置に係る寸法、仕様（材質）、喫煙所設置に係る提案デザイン（パネル、色） (第2号)	非公開決定は妥当。	同上
		③ 5 枚目の各黒塗り部分	喫煙所設置に係る提案デザイン（サイン看板、パネル、色） (第2号)	非公開決定は妥当。	同上
1-7	川西能勢口駅 屋外喫煙所工事計画書	① 5 枚目の各黒塗り部分	喫煙所設置に係る寸法 (第2号)	非公開決定は妥当。	当該記載は、日本たばこ産業株式会社の法人内部における事業上のノウハウを本市に提供したものであると認められる（5(3)ウ）。

		② 6枚目の各黒塗り部分	喫煙所設置に係る寸法 (第2号)	非公開決定は妥当。	同上
		③ 8枚目から10枚目の各黒塗り部分	喫煙所設置に係る提案デザイン (サイン看板、パネル、色) (第2号)	非公開決定は妥当。	同上
		④ 11枚目の各黒塗り部分	喫煙所設置に係る提案デザイン (サイン看板、パネル、色)、 寸法、仕様(材質) (第2号)	非公開決定は妥当。	同上
		⑤ 12枚目の各黒塗り部分	喫煙所設置に係る提案デザイン (サイン看板、パネル、色) (第2号)	非公開決定は妥当。	同上
		⑥ 13枚目の右上黒塗り部分のうち上半分	取引先(企業・自治体)の名称 (第2号)	非公開決定は妥当。	当該記載から、当該自治体が日本たばこ産業株式会社と協定を締結していることが判明する(5(3)ア(ウ))。
		⑦ 13枚目の右上黒塗り部分のうち下半分	法人担当者の個人氏名 (第1号)	非公開決定は妥当。	当該記載は法人担当者の個人の氏名を記載したものであると認められる(5(2))。
1-8	川西市公共喫煙所に係る諸経費 (企画費用を除いた設	表中の各黒塗り箇所	数量、単価、金額、総額 (第2号)	非公開決定は妥当。	当該記載は、日本たばこ産業株式会社が内部ノウハウを用いて算出した喫煙所の設置費用の見積データ等であると認められる(5

	置工事費用のみ)				(3)エ)。
1-9	開放型喫煙所 施工事例	表中の各黒塗り箇所	施工総額 (第2号)	非公開決定は妥当。	当該記載は、日本たばこ産業株式会社が内部ノウハウを用いて算出した喫煙所の設置費用の見積データ等であると認められる (5(3)エ)。
1-10	コスト比較	表中の各黒塗り箇所	イニシャルコスト、ランニングコスト、累計コスト (第2号)	非公開決定は妥当。	当該記載は、日本たばこ産業株式会社が内部ノウハウを用いて算出した喫煙所の設置費用の見積データ等であると認められる (5(3)エ)。
2 第101号公文書部分公開決定に係る文書 (打合せ議事録等)					
項番	決裁趣旨文書名又は資料文書名	非公開箇所	非公開理由	審査会意見	審査会意見の理由
2-1	JTEエリア担当者との打合せ議事録 (2021.8.2	①3行目及び16行目「A3.」の右の黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職 (第1号)	非公開決定は妥当。	当該記載は法人担当者の個人氏名又は役職を記載しているものと認められる (5(2))。
	3)	②14行目及び16行目「7年以上前に」の右の黒塗り部分	取引先 (企業・自治体) の名称 (第2号)	14行目の黒塗り部分については公開すべき。その余の部分についての非公開決定は妥当。	公開すべき部分の記載については、日本たばこ産業株式会社との協定の締結相手の自治体であると読み取れるまでは言えず、単なる喫煙所の設置場所の記載と区別できない (5(3)ア(ア))。 一方、非公開を妥当とする部分の記載からは、当該自治体等が同社との協定の

					締結先である旨が判明する (5(3)ア(イ))。
2-2	2022年11月29日 (火) 11:45のメール	メール中差出人及び本文中の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、メールアドレス、役職 (第1号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者個人の氏名、メールアドレス又は役職を記載しているものと認められる(5(2))。
2-3	2022年11月29日 (火) 8:33のメール	①メール本文中2枚目3行目以外の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、メールアドレス、役職、電話番号 (第1号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名、メールアドレス若しくは電話番号又は役職を記載しているものと認められる(5(2))。
		②メール本文中2枚目3行目の黒塗り部分	取引先(企業・自治体)の名称 (第2号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、日本たばこ産業株式会社の取引先である民間企業等の名称を記載しているものである(5(3)ア(ウ))。
2-4	喫煙所設置に向けた実証実験等打合せ議事録 (R4.7.29)	①6行目の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職 (第1号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められる(5(2))。
		②25行目から26行目の黒塗り部分	取引先(企業・自治体)の名称 (第2号)	<u>公開するべき。</u>	当該記載からは、日本たばこ産業株式会社の取引先であるとまで読み取ることはできず、単に同社の公共の場所での公益活動等の地域の表示と区別できない (5(3)ア(エ))。
2-5	駅前の喫煙所設置にかかる打合せ	①冒頭4行目の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職 (第1号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められ

	まとめ (R4.11.2 5)				る(5(2))。
		②【JTの意見】2行目の黒塗り部分	取引先(企業・自治体)の名称(第2号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、日本たばこ産業株式会社の協定の締結先である旨の記載であると認められる(5(3)ア(イ))。
		③【JTの意見】8行目の黒塗り部分	取引先が推測される駅名(第2号)	<u>公開するべき。</u>	当該記載からは、日本たばこ産業株式会社の取引先である旨まで読み取ることとはできず、単なる喫煙所の設置場所の記載と区別できない(5(3)ア(ア))。
2-6	喫煙所設置に向けた打合せ議事録 (R4.11.2 5)	①1枚目4行目の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職(第1号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められる(5(2))。
		②2枚目1行目、3枚目17行目並びに4枚目9行目及び11行目の各黒塗り部分	②取引先(企業・自治体)の名称(第2号)	<u>3枚目17行目並びに4枚目9行目及び11行目の各黒塗り部分については公開するべき。</u> その余の部分については非公開決定は妥当。	②の公開するべき部分については、日本たばこ産業株式会社の取引先である旨まで読み取ることとはできず、単なる喫煙所の設置場所の記載と区別できない(5(3)ア(ア))。 一方、非公開を妥当とする部分については、日本たばこ産業株式会社の協定の締結先である旨の記載であると認められる(5(3)ア(イ))。

		③ 3 枚目 1 4 行目の黒塗り部分	取引先が推測される駅名 (第 2 号)	<u>公開するべき。</u>	当該記載からは、日本たばこ産業株式会社の取引先である旨まで読み取ることはできず、単なる喫煙所の設置場所の記載と区別できない (5 (3) ア (ア))。
2 - 7	駅前喫煙所設置にかかる打合せ ② まとめ (R4. 12. 7)	① 4 行目の黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職 (第 1 号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められる (5 (2))。
		② 8 行目の黒塗り部分	取引先 (企業・自治体) の名称 (第 2 号)	非公開決定は妥当。	当該部分については、日本たばこ産業株式会社の協定の締結先である旨の記載であると認められる (5 (3) ア (イ))。
2 - 8	2023 年 9 月 27 日 (火) 14 : 30 のメール	メールの差出人、cc 欄及び本文中の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、メールアドレス (第 1 号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又はメールアドレスを記載しているものと認められる (5 (2))。
2 - 9	喫煙所設置に向けた打合せ② 議事録 (R4. 12. 7)	① 1 枚目 4 行目の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職 (第 1 号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められる (5 (2))。
		② 1 枚目 8 行目、9 行目、1 2 行目、1 3 行目、2 0 行目及び 2 1 行目並びに 3 枚目 4 行目及び 8 行目の黒塗り部分	取引先 (企業・自治体) の名称 (第 2 号)	② <u>3 枚目 4 行目の黒塗り部分については公開するべき。</u> その余の部分については非公開決定は妥当。	②の公開するべき部分については、既に協力先の大学のホームページにおいて公とされている情報である。一方、非公開とするべき部分については、日本たばこ産業株式会社の協定の締結先である旨の記載であると認められる (5 (3) ア (イ))。

		③4枚目2行目及び4行目の各黒塗り部分	設置費用（コンテナ型）、ランニングコスト（第2号）	非公開決定は妥当。	当該記載は、日本たばこ産業株式会社が内部ノウハウを用いて算出した喫煙所の設置費用の見積データ等であると認められる（5(3)エ）。
2-10	駅前の喫煙所設置にかかる打合せ報告（R5.1.9）	4行目の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職（第1号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められる（5(2)）。
2-11	阪急川西能勢口駅前喫煙所の設置について調整協議（第1回）議事録（R5.2.20）	5行目の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職（第1号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められる（5(2)）。
2-12	第1回喫煙所設置について調整会議 まとめ（R5.2.20）	4行目の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職（第1号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められる（5(2)）。
2-13	駅前の喫煙所設置にかかる打合せ ③まとめ（R5.3.15）	4行目の各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職（第1号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められる（5(2)）。
2-14	2024年6月28日（金）16:56のメ	メールの差出人、cc欄及び本文中の各黒	法人担当者の個人氏名、メールアドレス、役	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名、メールアドレス若しくは電話番号又は

	ール	塗り部分	職、電話番号 (第1号)		役職を記載しているものと認められる(5(2))。
2-15	日本たばこ産業(株)との打合せ(R6.4.24)	①4行目、11行目、21行目の各黒塗り部分及び23行目「・」の右の黒塗り部分	法人担当者の個人氏名、役職(第1号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められる(5(2))。
		②23行目「JTは」の右の各黒塗り部分	取引先(企業・自治体)の名称(第2号)	<u>公開するべき</u> 。	当該記載からは、日本たばこ産業株式会社の取引先であるとまで読み取ることはできず、単に同社の公共の場所での公益活動等の地域の表示と区別できない(5(3)ア(エ))。
3 第102号公文書部分公開決定に係る文書(契約関係等)					
項番	決裁趣旨文書名又は資料文書名	非公開箇所	非公開理由	審査会意見	審査会意見の理由
3-1	契約書【JT】(R5.8.31)	1枚目、5枚目及び9枚目の黒塗り部分	法人の印章の印影(第2号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人の印章の印影を表示しているものと認められる(5(3)オ)。
3-2	委託契約書【(公社)シルバー人材センター】(R5.10.31)	1枚目及び2枚目の各黒塗り部分	法人の印章の印影(第2号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人の印章の印影を表示しているものと認められる(5(3)オ)。

3-3	道路使用許可申請書	① 1枚目「申請者住所」欄及び「申請者電話番号」欄並びに表中の住所及び電話番号欄の各黒塗り部分並びに14枚目右上黒塗り部分の上段	取引先（企業）の名称、住所、電話番号（第2号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、日本たばこ産業株式会社の取引先である民間企業等の名称等を記載しているものであると認められる（5(3)ア（ウ））。
		② 1枚目「申請者氏名」欄及び表中の氏名欄の黒塗り部分並びに14枚目右上黒塗り部分の下段	法人担当者の個人氏名（第1号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名を記載しているものと認められる（5(2)）。
3-4	道路占用許可申請・協議書	① 1枚目の「担当者」欄の黒塗り部分及び「現場責任者」欄の黒塗り部分の上段	法人担当者の個人氏名（第1号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名を記載しているものと認められる（5(2)）。
		② 1枚目の「請負業者名」欄の黒塗り部分及び「現場責任者」欄の黒塗り部分の下段	取引先（企業）の名称、電話番号（第2号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、日本たばこ産業株式会社の取引先である民間企業等の名称を記載しているものであると認められる（5(3)ア（ウ））。

3-5	道路改築承認申請書	① 1枚目「担当者」欄及び「施工責任者」欄中の「担当者名」の右の各黒塗り部分並びに13枚目右上黒塗り部分の下段	法人担当者の個人氏名 (第1号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名を記載しているものと認められる(5(2))。
		② 1枚目「施工責任者」欄の「所在地」、「事業者名」及び「TEL」の各欄の黒塗り部分並びに13枚目右上黒塗り部分の上段	取引先(企業)の名称、住所、電話番号 (第2号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、日本たばこ産業株式会社の取引先である民間企業等の名称等を記載しているものであると認められる(5(3)ア(ウ))。
3-6	道路占用許可申請・協議書(受付印のあるもの)	① 1枚目の「担当者」欄の黒塗り部分及び「現場責任者」欄の黒塗り部分の上段並びに14枚目右上黒塗り部分の下段	法人担当者の個人氏名 (第1号)	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名を記載しているものと認められる(5(2))。

		②1枚目の「請負業者名」欄の黒塗り部分及び「現場責任者」欄の黒塗り部分の下段並びに14枚目右上黒塗り部分の上段	取引先（企業）の名称、電話番号（第2号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、日本たばこ産業株式会社の取引先である民間企業等の名称等を記載しているものであると認められる（5(3)ア（ウ））。
3-7	権利譲渡許可申請書兼許可書	「申請者氏名」欄の右の黒塗り部分	法人の印章の印影（第2号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人の印章の印影を表示しているものと認められる（5(3)オ）。
3-8	阪急・能勢電鉄川西能勢口駅前喫煙所 工事完了検査	①6行目の各黒塗り部分及び7行目「:」の右、14行目「にデータによる」の左及び17行目「氏より」の左の黒塗り部分	法人担当者の個人氏名（第1号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名を記載しているものと認められる（5(2)）。
		②7行目「:」の左、14行目「施工業者である」の右及び17行目冒頭の「・」の右の黒塗り部分	取引先（企業）の名称（第2号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、日本たばこ産業株式会社の取引先である民間企業等の名称を記載しているものである（5(3)ア（ウ））。
3-9	阪急能勢電鉄川西能勢口駅前喫煙	8行目から10行目までの各黒塗り部分	法人担当者の個人氏名及び役職（第1号）	非公開決定は妥当。	当該部分は、法人担当者の個人の氏名又は役職を記載しているものと認められ

	所 感謝状 の贈呈式に ついて				る（５（２））。
<p>４ 第１６９号公文書部分公開決定に係る文書 （契約関係等のうち、令和５年８月３１日付締結に係る決裁文書及び川西能勢口前駅前広場における喫煙環境整備及び効果検証に係る契約書（案））</p>					
項番	決裁趣旨文 書名又は資 料文書名	非公開箇所	非公開理由	審査会意見	審査会意見 の理由
４－１	喫煙所詳細 図面	図面中の各黒 塗り部分	喫煙所設置に係 る提案デザイン （パネル）、寸 法、仕様（材 質） （第２号）	非公開決定 は妥当。	当該記載は、日本たばこ 産業株式会社の法人内部に おける事業上のノウハウを 本市に提供したものである と認められる（５（３）ウ）。

※上記表中「第１号」とは、条例第７条第１項第１号を指す。

※上記表中「第２号」とは、同条第２号を指す。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
令和7年2月7日	——	○諮問書及び弁明書を受理（諮問第3号）
令和7年6月11日	第6回審査会	○実施機関等から諮問第3号の公文書の内容について聴取 ○審議
令和7年7月24日	——	○諮問書及び弁明書を受理（諮問第4号） （諮問第3号と併合）
令和7年9月2日	第7回審査会	○実施機関等から諮問第4号の公文書の内容について聴取 ○審議
令和7年10月24日	第8回審査会	○審議
令和7年12月3日	第9回審査会	○審議
令和8年1月26日	第10回審査会	○審議
令和8年3月5日	第11回審査会	○審議